農業競争力強化支援法活用ガイド

農業資材分野〈事業参入〉

支援の対象

- 農業用機械製造事業
- NEW！ 農業用ソフトウェア作成事業
- NEW！ 農業用機械の利用促進に資する事業
  農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業など
- 種苗の生産卸売事業

農業競争力強化支援法とはどのような法律ですか？

平成29年５月に成立した農業競争力強化支援法は、農業者が自らの努力のみでは対応できない**「良質かつ低廉な農業資材の供給」**などを図るため、農業資材事業者の事業参入等を促進するための措置を講ずることなどにより、農業の競争力強化を図るものです。

この法律は農業資材事業者とどのような関係があるのですか？

農業の持続的な発展を図るためには、農業者は生産コストと流通コストの削減に取り組み、農業所得の向上を実現していかなければなりません。

この法律の目的の一つは、**農業生産関連事業への事業参入による、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現**です。国はその施策の一環として、**農業資材事業への事業参入を支援**します。

事業参入事例

事例１：低価格な「直進・自動操舵装置」により、作業負担や資材コストを低減！

認定事例

農業情報設計社
AGRI INFO DESIGN

トラクター等の運転支援アプリに対応する従来よりも低価格なGNSS装置、自動操舵機器（あわせて「直進・自動操舵装置」という）の製造、販売を新たに行う。

この機械の普及により、トラクターの直進運転がアシストされ、ほ場で真っ直ぐ・等間隔に作業することが可能となる。

➡ **低価格な「直進・自動操舵装置」の普及**
農業者の作業負担や資材コストの低減

事例２：最新モデルの農業機械のシェアリングサービスにより、農機コストを削減！

例：自動運転コンバインの利用時期をずらして複数地域でシェア

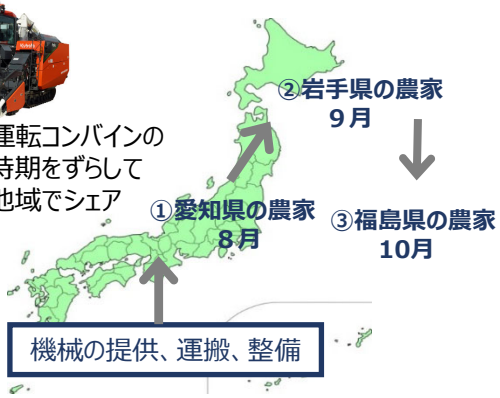

建設機械の賃貸事業者A社が、新たに農業用機械の賃貸事業に参入し、最新モデルの農業機械のシェアリングサービスを提供。複数地域でシェアすることにより、農業者が個別に購入する場合と比較して安価に農業機械の活用を実現。

➡ **スマート農業機器の普及**
農業者の利便性向上・経営コストの削減

【支援活用例】
■農業機械のシェアリングサービス事業の立ち上げ資金、運転資金の民間金融機関からの借入れに対して、**債務保証**が適用されます。

どんな支援が受けられますか？

お悩み例

○民間金融機関から資金を借りたいが、信用保証協会の保証を受けることが難しい。

○海外現地法人と共同で事業再編するために、海外の金融機関から資金調達したい。

■　支援法では、以下のような支援メニューを用意しています。

支援措置	支援の条件※・概要	中小企業	大企業
【中小企業基盤整備機構】 債務保証	民間金融機関からの借入れに対して債務保証を実施。 保証割合：借入れの50%（25億円まで） 保証期間：5年または10年	○	○
【日本政策金融公庫】 信用状の発行 （スタンドバイ・クレジット）	○　中小企業者とその海外現地法人が海外において事業再編又は事業参入を共同して実施する場合、現地での資金調達を支援。 ○　海外金融機関に対し、公庫が信用状を発行（債務保証）。 保証限度額：4億5千万円/法人	○	-

※支援措置に関する条件の詳細等についてはホームページに掲載しております。

計画認定・支援を受けるまでの流れ

Step1. 相談

幅広いご相談に対応いたします！

Step2. 事業参入計画作成

並行して、中小企業基盤整備機構・公庫等の支援機関へ事前相談（2～3ヶ月程度目安）

Step3. 申請～認定

原則1ヶ月程度

支援機関審査など

事業参入の実施

最低でも**事業開始を予定する2ヶ月前**にはご相談願います。
※認定前に農業生産関連事業に参入済みである場合、支援措置は受けられません。

□ お問い合わせ先：

総合窓口	農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室	03-6744-2107
各支援機関	独立行政法人 中小企業基盤整備機構（債務保証）	03-5470-1575
	株式会社 日本政策金融公庫（スタンドバイ・クレジット）	0120-154-505

□ 支援を受けるには、①と②の両方について記載した参入計画の作成が必要です：

①参入内容

事業参入とは

良質かつ低廉な農業資材の供給に資することを目的として、**農業生産関連事業**（※以下の対象事業）**を新たに行うこと**をいいます。

- 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む）
- 農業用ソフトウェア作成事業
- 農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業
- 種苗の生産卸売事業

その他の農業用機械の利用促進に資する事業

②目標設定

良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標とは

例えば、次のような取組により達成しようとする数値目標（新商品の売上高等）を指します：

①価格、機能または利便性において一般的な商品と比べて優れた商品の開発、生産または販売

②他の事業者が取り扱っていない新商品の開発、生産または販売

農業資材の販売コストの低減につながる取組について定量的な目標設定が必要です。

その他、以下のことにもご留意ください。

・計画が技術的、資金的に実施可能であること（**計画期間は5年以内**、また、必要な資金額や調達方法も記載。）

・他の同一事業分野の事業者の活動を阻害しないか　など

認定要件

・国の策定した実施指針に照らし適切であること

・**計画に記載した取組が、農業者のコスト低減や農業所得の向上に効果がある**と見込まれることなど

認定された計画のうち、申請書本文の一部をホームページで公表します。
なお、企業秘密にあたる部分は公表資料から除くことができます。

更に詳しく知りたい方は

■ ホームページには、これまでの認定事例、関係法令、申請様式、Q & Aなどの関連情報を掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/sienhou/index.html　農業競争力強化支援法　検索

● **このガイドブックに関するお問い合わせ先：農林水産省 農産局 技術普及課**

所在地　東京都千代田区霞が関1-2-1　tel. 03-6744-2107　fax 03-3597-0142